

報告第3号

専決処分の報告について《令和6年度京丹後市大宮庁舎改修工事（建築主体工事）請負契約の変更について》

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第2号

専決処分書

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月16日

京丹後市長 中山 泰

令和6年度京丹後市大宮庁舎改修工事（建築主体工事）請負契約の変更について

令和6年12月20日京丹後市議会（12月定例会）において議決のあった令和6年度京丹後市大宮庁舎改修工事（建築主体工事）請負契約の一部を下記のとおり変更する。

記

契約金額中「159,500,000円」を「162,334,700円」に、「14,500,000円」を「14,757,700円」に変更する。

(参考資料)

1 工事概要

令和6年度京丹後市大宮庁舎改修工事（建築主体工事）について、労務単価及び資材単価の変動等による変更を行う。

(1) 主な変更の概要

ア 労務単価及び資材単価の変動による変更

イ 交通誘導員及び敷き鉄板の変更等 452人→263人（192人減）